

和歌山大学名誉教授称号授与規程

制 定 昭和30年 3月15日

最終改正 令和 4年11月25日

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第106条の規定に基づき、和歌山大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号を授与する場合は、この規程の定めるところによる。

第2条 名誉教授の称号（以下「称号」という。）は、和歌山大学（以下「本学」という。）に学長、教授、准教授又は専任講師として多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の選考を経て本学が授与する。

2 前項に定める者が本学の役員になった場合は、その期間を前職の期間に算入する。

第3条 前条の勤務年数の標準は、次のとおりとする。

(1) 前条に該当する者として在職することが20年以上で、そのうち教授として10年以上勤務した者。ただし、大学の運営に関して特に功勞の顕著であつた者及び教育上又は学術上の功績が特に顕著であつた者は、この年数に達しなくとも選考することができる。

(2) 前条に該当する者として在職することが35年以上で、そのうち教授として勤務した者は、選考することができる。

第4条 称号を授与しようとするときは、国立大学法人和歌山大学組織規則第15条に定める学部等又は第16条に定める基幹若しくは機構の長は、学長に推薦するものとする。ただし、前任学長の場合は、役員会が推薦し、学長を除く前任役員の場合は、学長が評議会に発議するものとする。

2 学長は、前項の推薦又は発議があつたときは、評議会の3分の2以上の同意を得て、称号授与の手続を行う。

第5条 名誉教授の称号授与の辞令様式は、別記のとおりとする。

第6条 称号を授与した者又は称号の授与を決定した者の行為により本学の名誉又は社会的信用が損なわれたと認められるときは、学長は評議会の議を経て、その者に対する称号の取消し又は称号の授与を留保することができる。

2 辞令を交付した後に、前項による称号の取消しを行った場合は、辞令を返還させる。

第7条 この規程に定めるもののほか、称号の授与及び取消し等に関し、必要な事項は評議会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、昭和30年3月15日から施行する。

附 則（昭和52年3月10日一部改正）

この改正規程は、昭和52年3月10日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

附 則（平成元年11月7日一部改正）

この改正規程は、平成元年11月7日から施行する。

附 則（平成5年1月22日一部改正）

この改正規程は、平成5年1月22日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第107号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

名誉教授規程

附 則（平成17年4月15日一部改正：法人和歌山大学規程第422号）

この改正規程は、平成17年4月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第483号）

この改正規程は、平成18年3月17日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第583号）

1 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この改正規程施行前の助教授としての在職期間は、改正後の第2条の准教授の在職期間とみなす。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第756号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1045号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1924号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2477号）

この改正規程は、令和4年11月25日から施行する。

ただし、この規程改正前に授与した称号については、なお従前の例による。

別記様式

第 号	氏 名 生年月日 生	学校教育法第百六条及び本学名誉教授規程により 和歌山大学名誉教授の称号を授与する。	年 月 日	和歌山大学長（校印）
--------	---------------	----------------------------------------------	-------	------------